福岡市公報

令和６年３月29日　号外第７号

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福 岡 市 役 所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

規　　則

○福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則等の一部改正（第75号）……1

○福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例施行規則の一部改正（第76号）……11

○福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則等の一部改正（第77号）……14

規　　則

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　　髙　　島　　宗 一 郎

福岡市規則第75号

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

（福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第１条　福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第34号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第４節　ユニット型指定短期入所療養介護の事業の運営に関する基準（第142条—第149条）」を

「第４節　ユニット型指定短期入所療養介護の事業の設備及び運営に関する基準

第１款　設備に関する基準（第141条の２）

第２款　運営に関する基準（第142条—第149条）」

に改める。

第25条第１項中「を掲示し、又は縦覧に供さなければ」を「（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければ」に改め、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「その」を「当該」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第２項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　条例第11条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条中「同項第３号」の次に「中「第11条の２第２項」とあるのは「第21条において準用する条例第11条の２第２項」と、同項第４号」を加え、「同項第４号」を「同項第５号」に、「同項第５号」を「同項第６号」に改める。

第38条第２項中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、同項第２号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

⑵　条例第26条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第41条中「及び第２号」を「中「次条」とあるのは「第41条」と、同項第２号中「第26条の２第２項」とあるのは「第33条において準用する条例第26条の２第２項」と、同項第３号」に、「同項第３号及び第４号」を「同項第４号及び第５号」に改める。

第51条第２項中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、同項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号の次に次の１号を加える。

⑸　条例第38条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第54条第５号中「指定居宅サービス等をいう」の次に「。第174条第２号及び第189条第２号において同じ」を加える。

第55条第５項中「第４項」を「第５項」に改め、同項を同条第６項とし、同条中第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第57条第２項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同項第３号中「に規定す

る」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　条例第44条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第63条第２項中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、同項第２号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

⑵　条例第49条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第74条第２項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　条例第55条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第76条中「及び第25条第１項」を削り、「いう。）」」の次に「と、第25条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」」を加え、「同項第３号」を「同項第４号」に、「同項第４号」を「同項第５号」に改める。

第89条中「及び第３号」を「中「次条」とあるのは「第89条」と、同項第３号中「第55条の２第２項」とあるのは「第71条において準用する条例第55条の２第２項」と、同項第４号」に、「同項第４号及び第５号」を「同項第５号」に改め、「第71条」」の次に「と、同項第６号中「第56条の２第２項」とあるのは「第71条において準用する条例第56の２第２項」を加える。

第93条第６項中「第４項」を「第５項」に改め、同項を同条第７項とし、同条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第96条第２項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　条例第75条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第112条の次に次の１条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第112条の２　指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第113条第２項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第122条中第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第129条第２号を削り、同条第３号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同条第２号とし、同条第４号中「前２号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同条第３号とし、同条第５号を同条第４号とする。

第130条中「第104条第１項第４号ア」を「第104条第１項第３号ア」に改める。

第138条第２号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改め、同条第４号中「利用者数」を「数」に改める。

第140条第２項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第141条中「、第111条（第１項を除く。）及び第112条」を「及び第111条（第１項を除く。）から第112条の２まで」に改める。

第10章第４節の節名を次のように改める。

第４節　ユニット型指定短期入所療養介護の事業の設備及び運営に関する基準

第10章第４節中第142条の前に次の１款及び款名を加える。

第１款　設備に関する基準

第141条の２　条例第111条第２項第２号に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　ユニット（少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この節において同じ。）により一体的に構成される場所をいう。以下この節において同じ。）

ア　病室

(ｱ)　一の病室の定員は、１人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上市長が必要と認める場合は、２人とすることができる。

(ｲ)　いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。

(ｳ)　一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ｱ)ただし

書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(ｴ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ　共同生活室

(ｱ) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ｲ) 一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ｳ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ　洗面設備

(ｱ) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ｲ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ　便所

(ｱ) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ｲ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 廊下　幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(3) 機能訓練室　内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2　前項第２号から第４号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3　第１項第１号イの共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第３号に規定する食堂とみなす。

4　条例第111条第３項第２号に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア　病室

(ｱ) 一の病室の定員は、１人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上市長が必要と認める場合は、２人とすることができる。

(ｲ) いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。

(ｳ) 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ｱ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(ｴ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ　共同生活室

(ｱ)　いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ｲ)　一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ｳ)　必要な設備及び備品を備えること。

ウ　洗面設備

(ｱ)　病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ｲ)　身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ　便所

(ｱ)　病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ｲ)　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2)　廊下　幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(3)　機能訓練室　機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4)　浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

５　前項第２号から第４号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

６　第４項第１号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条の４において準用する同令第21条第３号に規定する食堂とみなす。

第２款　運営に関する基準

第143条第１項中「（少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この節において同じ。）により一体的に構成される場所をいう。以下この節において同じ。）」を削る。

第147条中第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第148条第２号を削り、同条第３号中「となる利用者」を「となる数」に改め、同号を同条第２号とする。

第150条に次の１項を加える。

９　次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第１項第２号ア及び第２項第２号アの規定の適用については、これらの規定中「１」とあるのは、「0.9」とする。

(1)　第163条において準用する第112条の２に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア　利用者の安全及びケアの質の確保

イ　特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ　緊急時の体制整備

エ　業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ　特定施設従業者に対する研修

(2)　介護機器を複数種類活用していること。

(3)　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4)　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第155条の次に次の１条を加える。

（口腔衛生の管理）

第155条の２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第161条中第２項を第７項とし、第１項の次に次の５項を加える。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1)　利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2)　当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

３　指定特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感

染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

５　指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

６　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第162条第２項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第163条中「、第111条及び第112条」を「及び第111条から第112条の２まで」に改める。

第169条第２項第２号中「に規定する受託居宅サービス事業者から受けた」を「の規定による」に改め、同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第174条中第６号を第７号とし、第２号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第175条第１項中「内容」の次に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第６項を同条第８項とし、同条第５項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第７項とし、同条第４項の次に次の２項を加える。

５　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から６月以内に少なくとも１回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

６　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第180条第１項中「を掲示し、又は縦覧に供さなければ」を「（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければ」に改め、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「その」を「当該」に、「同項」を「前項」に改め、同条中

第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第181条第２項中第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第５号とし、同項中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　条例第134条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第184条中「同項第３号」を「同項第４号」に、「同項第４号」を「同項第５号」に、「同項第５号及び第６号」を「同項第６号及び第７号」に改める。

第189条中第４号を第６号とし、第３号を第４号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑸　対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

第189条中第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第190条に次の１項を加える。

５　福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第191条第２項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　条例第141条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第192条中「第180条第２項」を「第180条第４項」に改める。

（福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第２条　福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（令和３年福岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

附則第２項及び附則第３項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和９年３月31日までの間、この規則による改正後の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第62条の規定の適用については、同条中「、次に掲げる事項」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

３　施行日から令和９年３月31日までの間、改正後の規則第64条において準用する改正後の規則第23条の２の規定の適用については、同条第１項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条中福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則第51条第２項、第55条、第57条第２項、第63条第２項、第93条及び第96条第２項の改正規定　令和６年６月１日

⑵　第１条中福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則第25条に１項を加える改正規定、同規則第180条中第３項を第４項とし、第２項の次に１項を加える改正規定及び同規則第192条の改正規定　令和７年４月１日

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

２　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、第１条の規定による改正後の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第112条の２（改正後の規則第124条、第124条の２、第128条、第141条（改正後の規則第149条において準用する場合を含む。）及び第163条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（口腔（くう）衛生の管理に係る経過措置）

３　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、改正後の規則第155条の２の

規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第76号

福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例施行規則（平成30年福岡市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第14条第１項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第25条第２項第１号から第３号までの規定中「又は」を「及び」に改め、同条第３項各号列記以外の部分を次のように改める。

介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第９条の８、第９条の９、第９条の12、第９条の13、別表第１の２及び別表第１の３、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第２条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第９条の８第１項中「法第15条の３第１項第２号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第４号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の３第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。以下この項及び次項において「施設告示」という。）に定める施設（施設告示第４号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例施行規則（平成30年福岡市規則第63号。以下「介護医療院基準条例施行規則」という。）第25条第３項第１号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第２項中「法第15条の３第１項第２号の前条の施設（施設告示第４号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第４号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同令第９条の９第１項中「法第15条の３第２項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「介護医療院基準条例施行規則第25条第３項第２号の規定による医療機器又は医学的処置」と、同令第９条の12中「法第15条の３第２項の規定による第９条の８の

２に定める医療機器」とあるのは「介護医療院基準条例施行規則第25条第３項第３号の規定による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第８項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第９条の13中「法第15条の３第２項の規定による医療」とあるのは「介護医療院基準条例施行規則第25条第３項第４号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第１項中「法第20条の３第２項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例施行規則（平成30年福岡市規則第63号）第25条第３項第１号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第２条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第１項中「法第20条の３第２項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例施行規則（平成30年福岡市規則第63号）第25条第３項第１号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

第25条第３項第１号を次のように改める。

⑴　検体検査（臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第２条に規定する検体検査をいう。）の業務

第26条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第１項を次のように改める。

介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

⑴　入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

⑵　当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第26条中第２項を第６項とし、第１項の次に次の４項を加える。

２　介護医療院は、１年に１回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該介護医療院に係る許可を行った市長に届け出なければならない。

３　介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型イン

フルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

４　介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

５　介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第27条第１項中「協力病院」を「協力医療機関」に、「を掲示し、又は縦覧に供さなければ」を「（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければ」に改め、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条の次に次の１条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第29条の２　介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第39条中第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第42条第１項中「第41条」を「前条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第27条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

２　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、この規則による改正後の福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第26条第１項（改正後の規則第41条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

３　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、改正後の規則第29条の２（改正後の規則第41条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第77号

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

（福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第１条　福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第68号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第５節　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第１款　運営に関する基準（第133条―第137条）

第２款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第138条―第142条）」

を

「第５節　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第１款　設備に関する基準（第132条の２）

第２款　運営に関する基準（第133条―第137条）

第３款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第138条―第142条）」

に

改める。

第36条の４第１項中「を掲示し、又は縦覧に供さなければ」を「（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければ」に改め、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「その」を「当該」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第37条第２項中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、同項第２号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

(2)　条例第29条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第41条中「同項第２号」の次に「中「第29条の２第２項」とあるのは「第33条において準用する条例第29条の２第２項」と、同項第３号」を加え、「同項第３号」を「同項第４号」に、「同項第４号」を「同項第５号」に改める。

第48条第２項中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、同項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号の次に次の１号を加える。

(5)　条例第40条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第54条第２項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

(3)　条例第45条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第56条第１項第１号中「担当職員」の次に「、同条第２項に規定する介護支援専門員」を、「指定介護予防サービス等をいう」の次に「。第176条第４号及び第186条第３号において同じ」を加え、同項中第12号を第13号とし、第７号から第11号までを１号ずつ繰り下げ、同項第６号中「第５号」を「第６号」に改め、同号を同項第７号とし、同項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

(5)　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第60条第２項中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、同項第２号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

(2)　条例第50条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第２項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

(3)　条例第67条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者

の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第84条第１項中第11号を第12号とし、第７号から第10号までを１号ずつ繰り下げ、同項第６号中「第56条第２号から第５号まで」を「第56条第１項第２号から第６号まで」に改め、同号を同項第７号とし、同項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第92条第２項中「担当職員」の次に「又は同条第２項に規定する介護支援専門員」を加える。

第94条の次に次の１条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第94条の２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第95条第２項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第108条中第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第110条中「第４条第１項中「第９条」を「第34条の２第１項中「第25条の２」に改める。

第120条第２号を削り、同条第３号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同条第２号とし、同条第４号中「前２号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同条第３号とし、同条第５号を同条第４号とする。

第124条第２号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改め、同条第４号中「利用者数」を「数」に改める。

第126条第２項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第127条中「及び第94条」を「から第94条の２まで」に改める。

第10章第５節第２款を同節第３款とする。

第135条第２項第１号中「（少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる

共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この節において同じ。）により一体的に構成される場所をいう。以下この節において同じ。）」を削り、同条中第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第136条第２号を削り、同条第３号中「利用者数」を「数」に改め、同号を同条第２号とする。

第137条中「第４条第１項中「第９条」を「第34条の２第１項中「第25条の２」に改める。

第10章第５節中第１款を第２款とし、同款の前に次の１款を加える。

第１款　設備に関する基準

第132条の２　条例第103条第２項第２号に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　ユニット（少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この節において同じ。）により一体的に構成される場所をいう。以下この節において同じ。）

ア　病室

(ｱ)　一の病室の定員は、１人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上市長が必要と認める場合は、２人とすることができる。

(ｲ)　いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。

(ｳ)　一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ｱ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(ｴ)　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ　共同生活室

(ｱ)　いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ｲ)　一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ｳ)　必要な設備及び備品を備えること。

ウ　洗面設備

(ｱ)　病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ｲ)　身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ　便所

(ｱ) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ｲ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 廊下　幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(3) 機能訓練室　内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2　前項第２号から第４号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3　第１項第１号イの共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第３号に規定する食堂とみなす。

4　条例第103条第３項第２号に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア　病室

(ｱ) 一の病室の定員は、１人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上市長が必要と認める場合は、２人とすることができる。

(ｲ) いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。

(ｳ) 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ｱ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(ｴ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ　共同生活室

(ｱ) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ｲ) 一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ｳ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ　洗面設備

(ｱ) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ｲ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ　便所

(ｱ) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ｲ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用す

るのに適したものとすること。

(2) 廊下　幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(3) 機能訓練室　機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

5　前項第２号から第４号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

6　第４項第１号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条の４において準用する同令第21条第３号に規定する食堂とみなす。

第143条に次の１項を加える。

9　次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第１項第２号ア及び第２項第２号アの規定の適用については、これらの規定中「１」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第151条において準用する第94条の２に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア　利用者の安全及びケアの質の確保

イ　介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ　緊急時の体制整備

エ　業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ　介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第146条の次に次の１条を加える。

（口腔衛生の管理）

第146条の２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第149条中第２項を第７項とし、第１項の次に次の５項を加える。

2　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関

を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1)　利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2)　当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第150条第２項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第151条中「及び第94条」を「から第94条の２まで」に改める。

第161条第３項中「。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。」を削る。

第162条第２項第２号中「に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた」を「の規定による」に改め、同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第167条第１項中「第８条の２第12項」を「第８条の２第10項」に改める。

第173条第１項中「を掲示し、又は縦覧に供さなければ」を「（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければ」に改め、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

3　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第174条第２項中第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同

項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項中第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　条例第129条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第176条中第７号を第８号とし、第４号から第６号までを１号ずつ繰り下げ、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　福祉用具及び特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第177条第１項中「期間」の次に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第５項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から６月以内に少なくとも１回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第179条中「同項第２号」の次に「中「第129条の２第２項」とあるのは「第131条において準用する条例第129条の２第２項」と、同項第３号」を加え、「同項第３号」を「同項第４号」に、「同項第４号及び第５号」を「同項第５号及び第６号」に、「同項第６号」を「同項第７号」に、「第176条第１項」を「第176条」に改める。

第184条第２項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、同項第２号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

⑵　条例第137条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第186条中第５号を第７号とし、第４号を第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑹　対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した特定介護予防福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

第186条中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択

できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第187条に次の１項を加える。

５　福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

（福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第２条　福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（令和３年福岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

附則第２項及び附則第３項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和９年３月31日までの間、この規則による改正後の福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第59条の規定の適用については、同条中「、次に掲げる事項」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

３　施行日から令和９年３月31日までの間、改正後の規則第61条において準用する改正後の規則第36条の２の２の規定の適用については、同条第１項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条中福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則第48条第２項及び第54条第２項の改正規定、同規則第56条第１項の改正規定（同項第１号に係る部分を除く。）並びに同規則第60条第２項、第82条第２項及び第84条第１項の改正規定　令和６年６月１日

(2)　第１条中福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則第36条の４に１項を加える改正規定及び同規則第173条中第３項を第４項とし、第２項の次に１項を加える改正規定　令和７年４月１日

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

2　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、第１条の規定による改正後の福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第94条の２（改正後の規則第110条、第115条の２、第119条、第127条（改正後の規則第137条において準用する場合を含む。）及び第151条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（口腔（くう）衛生の管理に係る経過措置）

3　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、改正後の規則第146条の２の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

印刷所 松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を
使用しています